

発行/三原市人権推進課
編集/三原市大和人権文化センター
所在地/三原市大和町下徳良107番地1
電話/0847-33-1308
FAX/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

令和6(2024)年度 主催講座 受講者募集

書道教室

古典の短歌・俳句を作品にしてみませんか？

日時：5月から毎月
第1・第3火曜日
14:00~16:00

定員：10名
講師：角永 誠子さん
※教材費等は個人負担



そば打ち教室

二八そば”のそば打ち体験です。自分で打った美味しいそばを味わってみませんか？

日時：5月から12月 第1土曜日
9:30~12:00

定員：10名
講師：山口 郁恵さん
材料代：1回につき1,500円



生花教室

季節ごとの花を生けて、部屋などに飾ってみませんか？

日時：5月・8月・12月・3月
(日にちは後日連絡します)
9:30~11:30

定員：10名
講師：西川 千代美さん
材料代：2,000円程度



1 申込期間 4月1日(月)から19日(金)まで 平日 9:00~17:00

2 申込方法 大和人権文化センター 電話 0847-33-1308

3 その他 申込みが定員を超えた場合は、抽選します。開講日時などを変更する場合があります。

「インターネット人権相談」

市は対面や電話で相談しづらい幅広い悩みに対応するため、インターネット上の専用フォームから人権相談を受付けています。

【相談の流れ】 相談無料、匿名での相談も可能です。 ※個人間のトラブルへの直接の介入は出来ません。

- ① 市ホームページ上の専用フォームに相談内容を入力してください。
- ② 相談内容を人権相談員が確認し、メールで相談者に回答を送信します。
- ③ 相談者からのメールの返信があれば、人権相談員が再度回答します。



【相談内容の例】

虐待・いじめ・部落差別(同和問題)・性差別・高齢者差別・外国人差別・障害者差別

パワハラ・セクハラ・インターネット上の誹謗中傷・犯罪被害の相談・など、あらゆる人権に関する相談

人権相談専用フォーム
二次元コード

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

- にちじ 3月15日(金) 9:00~12:00
 - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談
相談員2名で対応します。次回は、4月19日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。
今月から、4回にわけてこの条例について紹介します。 【第1回】

【すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例とは？】

近年、持続可能な開発目標(SDGs)の提唱や国の人権に関する様々な法律の制定など、社会的な人権意識が高くなっています。日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重に基づき、三原市でも「人権尊重都市宣言」を行い、市民の人権を尊重する取り組みを続けてきました。

しかしながら、今なお多くの人権課題が存在しており、近年ではインターネットの発達やスマートフォンの普及で、差別を助長したり、個人を誹謗中傷する書き込みが多く発生し、市民の人権が守られていない状況が心配されます。そこで、「すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残されない安心して暮らせるまち」「誰もが真に大切にされ、人権が尊重されるまち」を市民や事業者の皆さんと共につくるため、めざす姿や基本理念などを共有できる条例を作りました。

基本理念(第3条)

市民や事業者は、人権の尊重のまちづくりはすべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現することを基本に取組まなければならない。

【解説】

市は、全ての人が基本的人権をもっているかけがえのない個人として尊重し、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者などの差別のない誰もが真に大切にされるまちづくりを実現することを基本に施策を取り組まなければならないことを示しています。



人権条例
二次元コード

★きょうは何の日？ 3月 人権カレンダー



3月1日～8日 女性の健康週間

厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。ライフスタイルが多様化する中で、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすための総合的な支援を目的とし、国及び地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって様々な取組、行事等の普及啓発を行っています。